

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（役員の職務及び権限）

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の欠格条項）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。  
二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならぬ。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成

するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）（抄）

（目的）

第一条 日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正円滑な供給その他体育、学校安全及び学校給食の普及充実等を行い、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 センターは、文部科学大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 センターの資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十五条の二第一項のスポーツ振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭以外の財産を出資の目的として、センターに追加して出資することができる。

4 センターは、前二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。  
(名称の使用制限)

第六条 センターでない者は、日本体育・学校健康センターという名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

(役員)

第八条 センターに、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。  
(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。  
(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、文部科学大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部科学大臣の認可を受けて任命する。  
(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 この法律又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「投票法」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十三条 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十五条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

（職員の任命）

第十六条 センターの職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（運営審議会）

第十八条 センターに、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、三十五人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、センターの業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、センターの業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十九条 委員は、センターの業務の運営に関係を有する者及びセンターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員について準用する。

(業務)

第二十条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 その設置する体育施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用して体育の振興のため必要な業務を行うこと。

一 の二 スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。)が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動

ロ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催

一 の三 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

一 の四 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

二 義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。))の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。))の管理下における児童又は生徒の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。))につき、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条第一項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。))その他の政令で定める者を含む。以下同じ。))に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。))を行うこと。

三 学校給食用物資(学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第十八号)第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。))の用に供する食品その他の物資で文部科学大臣の指定するものをいう。以下同じ。))の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

四 体育、学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。以下この号において同じ。))及び学校給食に関する調査研究並びに資

料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項に規定する業務のほか、投票法に規定する業務（以下「スポーツ振興投票等業務」という。）を行うことができる。

3 センターは、第一項第二号の業務のほか、高等学校（中等教育学校の後期課程及び中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。）の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

4 センターは、文部科学大臣の認可を受けて、前三項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

5 センターは、前各項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができる。

（義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約）

第二十一条 前条第一項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校（第四十三条及び第四十四条を除き、以下「学校」という。）の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる。

4 センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

（共済掛金）

第二十二條 第二十条第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 センターとの間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

（学校給食用物資の売渡価格）

第二十三条 センターは、第二十条第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費（以下「供給に要する経費」という。）の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

（国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定）

第二十四条 センターが第四十二条第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十二条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 センターは、第四十二条第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

（学校給食用物資の供給に関する制限等）

第二十五条 センターは、学校給食用物資を文部科学大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 センターがその供給に要する経費につき第四十二条第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買い受け、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲り渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）

第二十五条の二 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に応じて当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額（スポーツ振興投票券の発売金額が文部科学省令で定める金額に達しない場合にあつては、文部

科学省令で定める期間内に限り、別に文部科学省令で定める金額）を超えてはならない。

一 スポーツ振興投票券の発売

二 投票法第十三条の払戻金の交付

三 投票法第十七条第三項の返還金の交付

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

（高等学校等の災害共済給付）

第二十六条 第二十条第三項の災害共済給付については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二条第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生」と読み替えるものとする。

（業務方法書）

第二十七条 センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

（事業年度）

第二十八条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十九条 センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、同項の事業計画、予算及び資金計画のうちスポーツ振興投票等業務に係る部分については、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

（決算）

第三十条 センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（国庫納付金）

第三十条の二 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益（当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。）の三分の一に相当する金額を、

翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に一から同条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額

二 投票法第十五条第二項の規定によりセンターの収入とされた金額

三 投票法第二十条の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額

四 発売金額のうち第三十二条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

(財務諸表等)

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(以下この条において「業務報告書等」という。)を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 センターは、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(区分経理)

第三十二条 センターは、第二十条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務であつて投票法第二十一条第一項第二号から第四号までに規定する事業を施行するものに係る経理、第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理、スポーツ振興投票等業務に係る経理、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理並びに学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(特別積立金)

第三十三条の二 センターは、毎事業年度、第三十二条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に係る損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その残余の額の一部を、政令で定めるところにより、特別積立金として整理することができる。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

(借入金)

第三十四条 センターは、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えられた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 センターは、次の方法による場合を除き、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(スポーツ振興基金)

第三十五条の二 センターは、第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るためにスポーツ振興基金(以下「基金」という。)を設け、第四条第二項後段の規定により政府が示した金額、基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額及び投票法第二十一条第四項の規定により基金に組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

(財産の処分等の制限)

第三十六条 センターは、第二十条第一項第三号の業務として行う場合を除き、文部科学省令で定める重要な財産を譲り受け、譲り渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部科学省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(監督)

第三十九条 センターは、文部科学大臣が監督する。

2 文部科学大臣は、この法律及び投票法を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十条 文部科学大臣は、この法律及び投票法を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の施設若しくはセンターが学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)

第四十一条 文部科学大臣は、学校給食用物資のうち文部科学大臣と農林水産大臣が協議して定めるものに関して、第二十三条第一項、第二十七条第一項又は第二十九条第一項(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、センターに対して、第二十条に規定する業務(学校給食に係るものに限る。次項において同じ。)及びこれに係る資産の状況に関し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第二十条に規定する業務に関し、文部科学大臣に対して、第三十九条第二項の規定に基づき監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十二条 国は、予算の範囲内において、センターの事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十二条第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

（学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理）

第四十三条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

（損害賠償との調整）

第四十四条 学校の設置者が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）、民法その他の法律（以下この条において「国家賠償法等」という。）による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第四十五条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（給付を受ける権利の保護）

第四十六条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第四十七条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

（解散）

第四十八条 センターの解散については、別に法律で定める。

（財務大臣との協議）

第四十九条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第四項、第二十七条第一項、第二十九条第一項、第三十四条第一項、第二項ただし書若しくは第四項又は第三十六条の規定

による認可をしようとするとき。

二 第二十七条第二項、第三十六条又は第三十八条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

三 第三十一条第一項又は第三十七条の規定による承認をしようとするとき。

(国庫納付金の教育事業等に必要な経費への充当)

第四十九条の二 政府は、第三十条の二の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならぬ。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

(罰則)

第五十条 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は第三十五条の二第二項において準用する第三十五条の規定に違反して基金を運用したとき。

五 第三十九条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

日本体育・学校健康センター法施行令(昭和六十年政令第三百三十一号)(抄)

(評価委員の任命)

第一条 日本体育・学校健康センター法(以下「法」という。)第四条第五項に規定する評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 文部科学省の職員 一人

三 日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）の役員 一人

四 学識経験のある者 二人

（評価額の決定）

第二条 評価額は、評価委員の過半数の一致によつて定める。

（評価に関する庶務）

第三条 評価に関する庶務は、文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課において処理する。

（法第二十条第一項第二号の政令で定める者）

第四条 法第二十条第一項第二号の政令で定める者は、里親（同号に規定する里親をいう。以下この条において同じ。）及び里親がない場合において学校の設置者が当該子女の監護及び教育をしている者と認める者とする。

（災害共済給付の給付基準）

第五条 法第二十条第一項第二号に規定する義務教育諸学校（第二十条及び第二十三条を除き、以下「学校」という。）の災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

一 医療費 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第一項各号に掲げる療養及び同法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護（以下単に「療養」という。）に要する費用並びに同法第四十三条第二項に規定する食事療養に要する費用の額につき、同一の月に同一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養（以下この号において「単位療養」という。）ごとに同法第四十三条ノ九第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定め、同法第四十四条第二項第一号の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は同法第四十四条ノ四第四項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定した額（その額が現にその単位療養に要した費用の額を超えるときは現にその単位療養に要した費用の額、当該定めがないときはセンターが現にその単位療養に要した費用の範囲内で必要と認められた額とし、以下この号において「単位療養額」という。）にそれぞれ十分の三を乗じて得た額に当該単位療養（指定訪問看護に係るものを除く。）ごとと同法第四十三条ノ八第二項に規定する薬剤の支給につき算定した同項の一部負担金の額を加えて得た額（その額が次に掲げる額の合算額を超えない範囲内で文部科学省令で定める額とする。）を合算した額に、単位療養額を合算した額の十分の一を超えない範囲内で療養に伴つて要する費用として文部科学省令で定める額及び療養を受けた月における食事療養を受けた日数に同法第四十三条ノ十七第二項に規定する標準負担額を乗じて得た額を加えて得た額

イ 十二万千八百円

ロ その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第七十九条第八項第二号の厚生労働省令で定めるところ

により算定した療養に要した費用の額（その額が六十万九千円に満たないときは、六十万九千円）から六十万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額とする。）

二 障害見舞金 障害の程度に応じ三千三百七十万円から七十三万円までの範囲（第七条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。）に係る障害見舞金にあつては、千六百八十五万円から三十六万五千円までの範囲）内で文部科学省令で定める額

三 死亡見舞金 二千五百万円（第七条第一項第四号に掲げる死亡（同条第二項第四号に掲げる場合に係るものに限る。）及び同条第一項第五号の文部科学省令で定める死亡に係る死亡見舞金にあつては、千二百五十万円）

2 災害共済給付（障害見舞金の支給を除く。）は、同一の負傷又は疾病に関しては、医療費の支給開始後七年を経過した時以後は、行わない。

3 センターは、災害共済給付の給付事由と同一の事由について、当該災害共済給付に係る児童又は生徒が国家賠償法等（法第四十四条第一項に規定する国家賠償法等をいう。）により損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、災害共済給付を行わないことができる。

4 センターは、学校の管理下における児童又は生徒の災害（法第二十条第一項第二号に規定する災害をいう。以下同じ。）について、当該児童又は生徒が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、災害共済給付を行わない。

5 センターは、風水害、震災その他の非常災害による児童及び生徒の災害については、災害共済給付を行わない。

6 センターは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯に属する児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）に係る災害については、医療費の支給を行わない。

（給付金の支払の請求及びその支払）

第六条 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が文部科学省令で定める様式による支払請求書を提出して行うものとする。ただし、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者（法第二十条第一項第二号に規定する保護者をいう。以下同じ。）が次項の規定によりその請求を行った場合は、この限りでない。

2 災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者は、前項本文の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、自ら同項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を経由して行うものとする。

3 同一の負傷又は疾病に係る医療費の支給についての支払の請求は、一月ごとに行うものとする。

4 センターは、給付金の支払の請求があつたときは、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査して、前条に規定するところにより、その支払額を決定するものとする。

5 センターは、支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該児童又は生徒の保護者に給付金の支払を行うものとする。

- 一 国立の学校の児童又は生徒の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長
- 二 公立の学校の児童又は生徒の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会
- 三 私立の学校の児童又は生徒の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者が設置する学校にあつては、当該学校の設置者が団体であるものについては当該団体の代表者、当該学校の設置者が団体でないものについては当該設置者）

（学校の管理下における災害の範囲）

第七条 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

一 児童又は生徒の負傷でその原因である事故が学校の管理下において発生したもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

二 学校給食に起因する中毒その他児童又は生徒の疾病でその原因である行為が学校の管理下においてなされたものうち文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

三 第一号の負傷又は前号の疾病が治つた場合において存する障害のうち文部科学省令で定める程度のもの

四 児童又は生徒の死亡でその原因である事故が学校の管理下において発生したもの及び児童又は生徒の死亡でその原因である行為が学校の管理下においてなされたものうち文部科学省令で定めるもの

五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして文部科学省令で定めるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号に規定する学校の管理下とは、次に掲げる場合とする。

一 児童又は生徒が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づき授業を受けているとき。

二 児童又は生徒が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、児童又は生徒が休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。

四 児童又は生徒が通常の経路及び方法により通学するとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

（災害共済給付契約等の拒絶理由）

第八条 災害共済給付契約の締結に係る法第二十一条第四項の政令で定める正当な理由は、次に掲げるとおりとする。

一 災害共済給付契約の申込みに係る児童又は生徒の数が、当該児童又は生徒が在学する学校の児童又は生徒の総数に比べて著しく少ないこと。

二 災害共済給付契約の申込みが文部科学省令で定める契約締結期限の経過後に行われること。

2 免責の特約を付することに係る法第二十一条第四項の政令で定める正当な理由は、災害共済給付契約に係る児童又は生徒の一部につき免責の特約を付する申込みが行われることとする。

(共済掛金の額)

第九条 法第二十二条第一項の政令で定める額は、各年度につき、児童又は生徒一人当たり八百四十円とする。ただし、要保護児童生徒については、一人当たり四十円とする。

(免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額)

第十条 法第二十二条第二項の政令で定める額は、各年度につき、児童又は生徒一人当たり三十五円とする。

(共済掛金の支払の期限及び添付書類)

第十一条 法第二十三条第三項の規定による共済掛金の支払は、各年度について、五月一日において在籍する児童又は生徒(法第二十一条第一項の規定による保護者の同意があるものに限る。)の数に基づき、五月三十一日までに文部科学省令で定める様式による共済掛金支払明細書を添えて行わなければならない。

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第十二条 法第二十二条第四項の政令で定める範囲は、同項に規定する共済掛金の額の十分の四から十分の六までの範囲とする。

(共済掛金を支払わない場合における災害共済給付)

第十三条 センターは、学校の設置者が第十一条に規定する支払期限までに法第二十三条第三項の規定による共済掛金を支払わない場合において、当該支払期限の経過後当該災害共済給付契約に係る年度内に共済掛金を支払った場合における当該支払った日以後当該年度内に発生した児童又は生徒の災害に係る災害共済給付を除いては、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わない。

(共済掛金の控除額及び返還額)

第十四条 法第二十四条第一項の政令で定める額は、公立の学校の設置者が法第二十四条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第四十二条第三項各号のいずれかに該当するものから法第二十三条第四項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の総額の二分の一とする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校(法第二十条第一項第二号に規定する特殊教育諸学校をいう。以下同じ。)の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒(法

第四十二条第三項第一号及び第二号に掲げる者に係る児童及び生徒のうち要保護児童生徒を除いた者をいう。以下同じ。）の別により、それぞれ、共済掛金の額の二分の一に第二十二条第二項の規定により当該学校の設置者がセンターから通知を受けた児童及び生徒の数を乗じて得た額の二分の一を限度とする。

（児童又は生徒の転学等の場合における特例）

第十五条 災害共済給付契約に係る児童又は生徒が転学し、進学し、卒業し、又は退学した場合における第六条第一項、第二項及び第五項並びに第十一条の規定の適用について必要な事項は、文部科学省令で定める。

（法第二十条第三項の政令で定める者）

第十六条 法第二十条第三項の政令で定める者は、死亡見舞金の支給の場合における当該生徒又は学生の次に掲げる遺族とする。

- 一 父母
- 二 祖父母
- 三 兄弟姉妹

2 前項に定める者の死亡見舞金を受ける順位は、同項各号の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 生徒又は学生に配偶者又は子があるときは、第一項の規定にかかわらず、法第二十条第三項の政令で定める者は、死亡見舞金の支給の場合における当該配偶者又は子とする。この場合におけるこれらの者の死亡見舞金を受ける順位については、配偶者を先にする。

4 前三項の規定により死亡見舞金の支給を受けるべき同順位の者が二人以上あるときは、死亡見舞金の支給は、その人数によつて等分して行う。

（高等学校の災害共済給付）

第十七条 法第二十条第三項に規定する高等学校の災害共済給付については、前章（第四条、第五条第六項、第九条ただし書及び第十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六条第一項ただし書中「保護者（法第二十条第一項第二号に規定する保護者をいう。以下同じ。）」とあるのは「保護者（法第二十条第一項第二号に規定する保護者をいう。以下同じ。）」とあるのは「保護者（法第二十条第一項第二号に規定する保護者をいう。以下同じ。）」又は当該生徒が成年に達している場合には当該生徒」と、第九条中「八百四十円」とあるのは「千五百三十円（夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒については二百八十円）」と、第十条中「三十五円」とあるのは「三十五円（通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒については、三円）」と、第十一条中「法第二十一条第一項の規定による保護者」とあるのは「法第二十六条において読み替えて準用する法第二十一条第一項の規定による保護者又は当該生徒が成年に達している場合には当該生徒」と、第十二条中「十分の四から十分の六まで」とあるのは「十分の六から十分の九まで」と読み替える

ものとする。

2 センターは、前項の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。

3 センターは、第一項の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付の一部を行わないことができる。

(高等専門学校の災害共済給付)

第十八条 高等専門学校の災害共済給付については、前章（第四条、第五条第六項、第九条ただし書及び第十四条を除く。）並びに前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項ただし書中「保護者（法第二十条第一項第二号に規定する保護者をいう。以下同じ。）」とあるのは「保護者（法第二十条第一項第二号に規定する保護者をいう。以下同じ。）」又は当該学生が成年に達している場合には当該学生」と、同条第二項及び第五項中「保護者」とあるのは「保護者又は当該学生が成年に達している場合には当該学生」と、第九条中「八百四十円」とあるのは「千八百二十円」と、第十一条中「法第二十一条第一項の規定による保護者」とあるのは「法第二十六条において読み替えて準用する法第二十一条第一項の規定による保護者又は当該学生が成年に達している場合には当該学生」と、第十二条中「十分の四から十分の六まで」とあるのは「十分の六から十分の九まで」と読み替えるものとする。

(幼稚園の災害共済給付)

第十九条 法第二十条第三項に規定する幼稚園の災害共済給付については、前章（第四条、第五条第六項、第九条ただし書及び第十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第九条中「八百四十円」とあるのは「二百六十円」と、第十二条中「十分の四から十分の六まで」とあるのは「十分の六から十分の九まで」と読み替えるものとする。

(審議会等で政令で定めるもの)

第十九条の二 法第二十九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

(国庫納付金の納付の手續)

第十九条の三 センターは、毎事業年度、法第三十条の二の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、翌事業年度の五月二十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項に規定する国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添

付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(特別積立金の積立て及び処分の方法)

第十九条の四 法第三十三条の二第一項の規定による整理は、法第三十三条第一項の規定による積立金（スポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に係るものに限る。次項において単に「積立金」という。）の額が文部科学省令で定める額に達している場合限り、行うものとする。

2 センターは、毎事業年度、スポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に係る損益計算において損失を生じた場合において、当該損失の額が積立金の額から文部科学省令で定める額を減じて得た額より大きいときは、当該損失のうち当該減じて得た額に相当する部分以外の部分について、法第三十三条の二第一項の特別積立金（次項において単に「特別積立金」という。）を減額してこれに充てるものとする。

3 前項に定める場合のほか、センターは、予算をもつて定める金額に限り、特別積立金をスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第二十一条第一項から第四項までに規定する業務に要する費用に充てることができる。

(法第四十二条第二項の国の補助)

第二十条 法第四十二条第二項の規定による災害共済給付に要する経費に係る国の補助は、第七条第二項第一号及び第二号（第十七条第一項、第十八条及び第十九条において準用する場合を含む。）に掲げる場合に係る災害共済給付に要する経費として次の各号に掲げる学校の区分ごとに文部科学大臣が定める額（以下この項において「災害共済給付経費」という。）について行うものとし、当該補助の額は、当該学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十条第一項第二号に規定する義務教育諸学校 災害共済給付経費の三分の一に相当する額

二 法第二十条第三項に規定する高等学校、高等専門学校及び幼稚園 災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額

2 法第四十二条第二項の規定による学校給食用物資の供給に要する経費に係る国の補助は、小麦粉の供給に要する経費について行うものとする。

(法第四十二条第三項第二号の政令で定める者)

第二十一条 法第四十二条第三項第二号の政令で定める者は、同項の公立の学校の設置者が、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とする。

2 公立の学校の設置者は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して助言を求めることができる。

(法第四十二条第三項の国の補助)

第二十二條 法第四十二條第三項の規定による国の補助は、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の別により、それぞれ、共済掛金の額の二分の一にセンターが次項の規定により公立の学校の設置者に配分した児童及び生徒の数を乗じて得た額の合計額の二分の一を限度として、公立の学校の設置者が法第二十二條第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第四十二條第三項各号の一に該当するものから法第二十二條第四項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の合計額の二分の一について行うものとする。

2 センターは、公立の学校の設置者で法第二十二條第四項ただし書の規定により前項に規定する児童又は生徒の保護者から同條第四項本文の学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別表に掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の数を配分し、その配分した数を文部科学大臣及び当該各設置者に通知しなければならぬ。

(学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理)  
第二十三條 この政令に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

2 第四條並びに第六條第一項及び第二項(第十七條第一項、第十八條及び第十九條において準用する場合を含む。)の規定に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が国である場合においては、当該学校の校長が処理するものとする。

日本体育・学校健康センター法施行規則(昭和六十一年文部省令第二号)(抄)

(スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限)

第十五條の二 法第二十五條の二の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額は、毎事業年度の発売金額の総額(以下「発売総額」という。)をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(第三項において「通常限度額」という。)とする。

二千五億円以下の金額	百分の十五
二千五億円を超える金額	一万分の九百五十五

2 法第二十五條の二の別に文部科学省令で定める金額は、発売総額が二千五億円に達しない事業年度にあつては、発売総額の一万分の九

百五十五に相当する金額に百十億円を加えた金額と発売総額の四分の一に相当する金額のいずれか少ない金額（次項において「特例限度額」という。）とする。

3 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第十三条の規定に基づき券面金額が払戻金として交付されることにより、同条の払戻金の総額が配分金額を合計した金額を超えるスポーツ振興投票があるときは、その超える金額の当該事業年度の総額は、法第二十五条の二の運営費として、その総額に達するまで、当該事業年度以降のできるだけ早い事業年度の通常限度額又は特例限度額に加算することができる。ただし、加算後の通常限度額は、発売総額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。

附 則（平成一〇年一月一九日文部省令第四〇号）

1 この省令は、平成十年十一月十九日から施行する。

2 最初にスポーツ振興投票券を発売した日から五年を経過した日の属する事業年度までの間にあつては、第十五条の二第一項の表の上欄及び同条第二項中「二千五億円」とあるのは「三千三百五十五億円」と、同条第二項中「百十億円」とあるのは「百八十三億円」と、「四分の一」とあるのは「三分の一」とし、年度間のスポーツ振興投票の実施回数が過少となること等の事由により、発売総額が過少となる場合の法第二十五条の二の運営費の金額は、別に文部科学大臣が定めるところによる。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「スポーツ振興投票」とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によつて投票をさせ、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部省令で定める割合（以下「合致の割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいう。

（スポーツ振興投票の施行）

第三条 日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。

（払戻金の交付）

第十三条 センターは、前条の規定による通知を受けたときは、文部省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額（スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）に二分の一を超えない範囲において政令で定める率を乗じて得た金額を合致の割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額（以下「配分金額」

という。)を合致の割合ごとに各合致投票券(合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。)にあん分した金額(当該あん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合にあつては当該券面金額とし、当該あん分した金額が合致の割合ごとに政令で定める金額(以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。)を超える場合にあつては払戻金の最高限度額とする。)を、合致投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

(端数処理)

第十五条 第十三条の払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 前項の規定により端数を切り捨てることによつて生じた金額は、センターの収入とする。

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合の開催が文部省令で定める数に満たなかったときその他文部省令で定める事由に該当することとなつたときは、その指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2 スポーツ振興投票券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により合計することができなかったときは、その合計することができなかった発売金額に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

(払戻金等の債権の時効)

第二十条 払戻金等の債権は、一年間行わないときは、時効によつて消滅する

(収益の用途)

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。)が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設(設備を含む。以下この項において同じ。)の整備

二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備

三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業(その一環として行われる活動が日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号。以下「センター法」という。)第二十

条第一項第一号の二及び第一号の四に該当する事業を除く。次号において同じ。）

四 前号に掲げるもののほか、スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業

2 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業であつて文部省令で定めるもの（以下この項において「特定事業」という。）に要する資金の支給に充てることができる。この場合においては、センターは、センター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金の運用利益金をもつて、特定事業に要する資金の支給に充ててはならない。

3 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うことができる。

4 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、その行う第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充て、及びセンター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れることができる。

5 センターは、第一項又は第二項の規定により地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係るスポーツ団体に對する資金の支給の業務を行うに当たっては、その支給に充てる金額の総額がセンター法第三十条の二に規定する収益の三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

（国庫納付金）

第二十二條 センターは、センター法第三十条の二で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る収益金の一部を国庫に納付しなければならない。

（国会への報告等）

第三十條 センターは、毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書を作成し、当該事業年度の決算完結後二月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書を受理したときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

3 センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供し、及び必要に応じ、スポーツ振興投票に係る収益から資金の支給を受けたスポーツ団体に對し、その資金の使途に関する情報の公開を求めることにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての国民の理解を深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。

（スポーツ振興投票の実施の停止）

第三十一条 文部科学大臣は、センターがこの法律（この法律に基づく命令を含む。）若しくはスポーツ振興投票に係るセンター法の規定（これに基づく命令又は処分を含む。）に違反し、又はスポーツ振興投票の実施につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができる。

2 文部科学大臣は、スポーツ振興投票の実施が児童、生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしていると認めるときは、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条各号のいずれかに該当する者であつて前条の違反行為の相手方となつたもの

二 業としてスポーツ振興投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者からスポーツ振興投票券の購入の委託を受けた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十条各号に掲げる者以外の者であつて第三十二条の違反行為の相手方となつたもの

第三十五条 第九条又は第十条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定によりスポーツ振興投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方がスポーツ振興投票券の発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十条第四号から第六号までに掲げる者（次条において「試合関係者」という。）が、その担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十八条 機構の役員若しくは職員又は試合関係者にならうとする者が、その担当すべき第二十四条に規定する業務に係る職務又はその

関与すべき指定試合に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、機構の役員若しくは職員又は試合関係者となった場合において、二年以下の懲役に処する。

2 機構の役員若しくは職員又は試合関係者であった者が、その在職中に請託を受けてその担当した第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与した指定試合に関して不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

第三十九条 前二条の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十条 第三十七条又は第三十八条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十一条 偽計又は威力を用いて指定試合の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 指定試合においてその公正を害すべき方法による試合を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）（抄）

（払戻金の比率）

第一条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（以下「法」という。）第十三条の政令で定める率は、百分の五十とする。

（払戻金の最高限度額）

第二条 法第十三条の政令で定める金額は、スポーツ振興投票ごとに、次の各号に掲げる合致の割合（合致投票券があるものに限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 最も高い合致の割合 一億円

二 その他の合致の割合 当該合致の割合より高い直近の合致の割合について、法第八条第一項のスポーツ振興投票券一枚に対し払戻金として交付されるべき金額

第四条 法第三十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）（抄）

第一条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条の合致の割合は、各スポーツ振興投票ごとに、開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数をその指定試合の結果の総数（以下この条において「開催試合結果数」という。）で除した割合のうち、次に掲げるものとする。

一 十割（以下「一等」という。）

二 開催試合結果数から一を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「二等」という。）

2（略）

（文部科学省令で定める年間の実施回数）

第二条 法第六条の文部科学省令で定める年間の実施回数は、五十回とする。

（スポーツ振興投票券の売上金額の配分）

第六条 センターは、それぞれのスポーツ振興投票において、法第十三条に規定する配分金額が別表第一の上欄に掲げる合致の割合の区分ごとに同表の下欄に掲げる算式により算定した金額（第一条第二項の規定に基づき三等を設ける場合にあつては、別表第二の上欄に掲げる合致の割合の区分ごとに同表の下欄に掲げる算式により算定した金額）となるよう、法第十三条に規定する政令で定める率（以下、単に「政令で定める率」という。）を乗じて得た金額を配分するものとする。

（法第十七条第一項の文部科学省令で定める数及び事由）

第七条 法第十七条第一項の文部科学省令で定める数は、第三条第一項の規定による試合の指定の場合にあつては、九とし、同条第二項の規定による指定の場合にあつては、文部科学大臣が別に定める数とする。

2 法第十七条第一項の文部科学省令で定める事由は、センターが、機構から第三条第一項の期日又は期間より前に、前項の数を満たす指定試合が開催されない旨の通知を受けたときとする。

（審査委員会）

第十一条の二 法第二十一条第一項及び第二項に規定する資金の支給が適切かつ公正に行われるようにするため、センターに、当該支給の審査を行うための委員会（次項において「審査委員会」という。）を置く。

2 センターは、法第二十一条第一項及び第二項の規定により資金の支給を行おうとするときは、あらかじめ、当該支給について審査委員会の議を経なければならない。

（我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業）

第十一条の三 法第二十一条第二項の文部科学省令で定める事業は、次の各号に掲げる競技会を我が国で開催する事業とする。

一 オリンピック競技大会

二 アジア競技大会

三 ユニバーシアード競技大会

四 その他前三号に掲げる競技会に準ずる規模を有する競技会で文部科学大臣が別に定めるもの  
(スポーツ振興基金への組み入れ等)

第十一条の四 センターは、法第二十一条第四項の規定により、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、その行う同条第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充てようとするとき、又は日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号。この条において「センター法」という。)第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れようとするときは、あらかじめ、センター法第十八条に規定する運営審議会の議を経なければならない。

刑法(明治四十年法律第四十五号)(抄)

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。  
(公文書偽造等)

第一百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。  
3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第一百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

(公正証書原本不実記載等)

第百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。  
3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(偽造公文書行使等)

第百五十八条 第百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(公印偽造及び不正使用等)

第百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

(公記号偽造及び不正使用等)

第百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号を使用した者も、前項と同様とする。

(公務員職権濫用)

第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第百九十七条 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。  
この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員又は仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員又は仲裁人となった場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第百九十七条の二 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第百九十七条の三 公務員又は仲裁人が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期徒刑に処する。

2 公務員又は仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員又は仲裁人であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん収賄)

第百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)

第百九十七条の五 犯人又は情を知つた第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

(贈賄)

第百九十八条 第百九十七条から第百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)(抄)

(法律第六十号)

第一条 団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第三条 (略)

第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十五条ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第二十二條 保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）は、子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 前項の義務履行の督促その他義務に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第二十七條 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二（略）

三 児童を里親（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が、適當と認める者をいう。以下同じ。）若しくは保護受託者（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預かり、又は自己の下に通わせて、保護し、その性能に応じ、独立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適當と認めるものをいう。以下同じ。）に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四（略）

第三十九條 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育すること

ができる。

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（用語の定義）

第六条（略）

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3～5（略）

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）

（自動車損害賠償責任）

第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（民法の適用）

第四条 自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者、同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者で政令で定める者その他常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定める者を含む。）

ロ 独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（法令の規定により休業が認められた者その他政令で定める者を含む。）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）（抄）

(一) 一般疾病医療費の支給)

第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十一年法律第百号）若しくは日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができるとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができるときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
----	-----

日本体育・学校健康  
センター

日本体育・学校健康センター法（昭和  
六十年法律第九十二号）